

◇ 県立鴻巣女子高等学校 部活動に係る活動方針 ◇

◆ 活動の基本方針

- 充実した学校生活となるように、学習活動と部活動をバランスよく行う。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、心身の健康増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問が、年間・月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
- 作成した各種計画については、該当の生徒及び保護者に説明する。
- 管理職は適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるように工夫する。
- 顧問と生徒間で参加する大会・コンクール等を精査し、負担軽減を図る。
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修等を実施する。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 緊急時の対応に備え、心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
- 部活動費用（部費など）を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正に処理する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 1年間全体で目安として、平日に1日以上、土日に1日以上の休養日を設ける。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中の部活動は原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、原則として平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、連続する5日間の休養日を設定する。